

平成30年度江別市いじめ防止対策審議会会議録（要点筆記）

日 時：平成30年12月21日（金）18時00分～19時00分

場 所：江別市教育庁舎大会議室

出席者：5名

山谷敬三郎会長、舟山暁子副会長、岩瀬貴嗣委員、龍本英世委員、宮本環委員

事務局：5名

月田教育長、萬教育部長、谷口学校教育支援室長、松井教育支援課長、篠原主査

- 次 第：
- 1 開会
  - 2 委嘱状の交付
  - 3 教育長挨拶
  - 4 委員の紹介
  - 5 会長及び副会長の選出
  - 6 議題
    - (1) 江別市いじめ防止対策審議会について
    - (2) 小中学校におけるいじめの現状について
  - 7 その他
  - 8 閉会

事務局  
(篠原主査)

教育支援課の篠原です。  
ただ今から平成30年度江別市いじめ防止対策審議会を開催します。  
はじめに委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。教育長が皆様の席にお伺いし、交付いたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場に起立願います。

月田教育長

【委嘱状交付】

事務局  
(篠原主査)

開会に当りまして、教育長からご挨拶を申し上げます。

月田教育長

教育長の月田です。  
本日は、委員の皆様には、ご多用のところ江別市いじめ防止対策審議会にご出席いただきありがとうございます。  
審議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
委員の皆様におかれましては、日頃から本市の教育行政の推進にご理解いただきお礼申し上げます。  
本市では、いじめの防止等のための対策を総合かつ効果的に推進するため、平成26年10月に江別市いじめ防止基本方針を策定し、今年2月に改定しました。  
本来であれば、いじめがないことが一番であります。重大事態の調査を実施することとなった際に、迅速に対応できる体制を構築していきたいと考え、本審議会を発足し、本市におけるいじめ防止のための審議をいただきたいと考えています。  
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある問題です。  
いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもって取り組んでまいりたいと考えています。  
委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

事務局  
(篠原主査)

委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。

岩瀬委員

北海道臨床心理士会所属、臨床心理士の岩瀬貴嗣です。  
スクールカウンセラーの他、札幌医大小児科で心理士として勤務しています。スクールカウンセラーをしていると、学校の中でいじめ問題に接することもありますし、以前、千歳市で教育相談員をしていた時に、いじめ不登校問題協議会の事務局を担当していたこともあります。いじめ防止基本方針も制定されていない時代で、いじめと不登校を一緒にした協議会でしたが、今はそれぞれ協議が必要な時代になったのかと思っています。

龍本委員

札幌人権擁護委員の龍本英世です。人権擁護委員は、子ども、大人含めて人間らしく生きていくための啓蒙活動が中心です。具体的には、人権相談の活動や小中学校・高校・大学での人権教室や講座を開催しています。

船山委員

札幌弁護士会所属の船山です。子どもの権利委員会から派遣されてきました。業務の中で、いじめを受けている親御さんから相談を受けることはありますが、弁護士業務としていじめに関わることは、なかなか難しく、関わり

きれていないという思いもあります。勉強しながらですが、委員として頑張りたいと思います。

宮本委員

市内で精神科クリニックを開業している宮本です。江別医師会から推薦されてきました。精神科医であること、江別が地元であることが推薦理由だと思っています。これまで、いじめ問題を扱ったことはありませんが、皆様に教えていただきながら取組みたいと思います。

山谷委員

北翔大学学長の山谷です。元は中学校の教員でしたが、北海道教育委員会研究所の教育相談員を経て、大学に勤務して22年目となります。今年の2月から学長をしております。皆様と一緒に勉強しながら、いじめの対応について考えていきたいと思っています。

事務局

(篠原主査)

事務局の自己紹介をさせていただきます。

月田教育長

教育長の月田です。「教職研修」という雑誌に、平成29年度のいじめ認知件数が、前年度比28.2%増の414,378件で過去最多になったという記事が掲載されていきました。この数値に対して、文部科学省は、けんかや悪ふざけであってもいじめとして認知した結果であり、この積極的な認知が早期対応につながっていると肯定的にとらえています。ただ、記事では、認知件数が増加している一方で、全体の24.5%にあたる9,151校で、1件もいじめがないと報告をしているということも掲載されていきました。全国的には悪質なケースも散見されますが、いじめ対応にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

萬部長

教育部長の萬です。この審議会は、条例にもとづく附属機関ということで、今年の9月議会で条例制定され、関係機関及び団体に委員推薦をお願いして、本日の開催を迎えています。いじめの重大事態はあって欲しくはないですが、万が一発生した場合に、速やかに対応ができるように、平時から調査組織を設置しておくべきとの国の考え方があり、皆様方にはお忙しい中、集まっていただきました。後程、詳しく説明させていただきますので、ご意見をいただきたいと思っています。

谷口室長

学校教育支援室長の谷口です。いじめの積極的な認知という国の方針に基づき、江別市でもいじめの認知件数が増えているという状況です。早期発見、早期対応により児童生徒の生命に危害がないように、組織的に対応していきたいと思っています。

松井課長

教育支援課長の松井です。事務局を担当しています。

篠原主査

教育支援課教育支援担当主査の篠原です。いじめ不登校対策事業を担当しています。

事務局

(篠原主査)

それでは、次第5 会長及び副会長の選出ですが、江別市いじめ防止対策審議会条例第5条では、会長及び副会長の選出は委員の互選ということになっています。どのようにしたらよろしいですか。

龍本委員

事務局に何か案はありますか。

事務局 (篠原主査)	会長は、北翔大学学長の山谷敬三郎委員を、副会長は、札幌弁護士会弁護士の船山暁子委員をお願いしたいと存じますがいかがですか。
委員	【異議なし】
事務局 (篠原主査)	山谷委員に会長を、船山委員に副会長をお願いします。会長、副会長には席の移動をお願いします。
	【会長、副会長移動】
	会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。
山谷会長	青少年健全育成協議会の会長と兼務になりますので、事務局と相談し、青少年健全育成協議会の会長職は交代したいと考えています。これまで、江別市青少年健全育成協議会の一員として、いじめ問題に対しては、重大事態が発生しないように事務局とともに取組んできました。今後は、いじめ問題対策審議会の一員として、重大事態発生時に速やかに解決できるように取組んでいきたいと思ひます。
船山副会長	いじめ問題は、これまであまり関わりは有りませんでした、重大事態発生時の調査など、適切に対応したいと思います。
事務局 (篠原主査)	教育長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。
	【教育長退席】
	それでは、議事の進行を山谷会長をお願いします。
山谷会長	次第6 議題(1) 江別市いじめ防止対策審議会について、事務局より説明願ひます。
事務局 (松井課長)	いじめの防止対策につきましては、国では、平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行し、同年10月にいじめの防止等のための基本的な方針、平成29年3月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しています。江別市では、平成26年10月に江別市いじめ防止基本方針を策定し、今年の2月に同方針の改定を行っています。
	資料1ページをご覧ください。1 設置理由ですが、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うほか、法に定める児童生徒の自殺などの重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、本審議会を設置したものです。本市では当初、重大事態が発生した時点で調査組織を設置することを想定していましたが、国のいじめの防止等のための基本的な方針では、重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難であるため、平時から組織を設置しておくことが望ましいと示されています。
	2 審議会の概要ですが、(1) 組織は、教育委員会の附属機関として、本審議会を設置しています。(2) 所掌事務は、法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議することとしており、1年間に市内各学校で起きたいじめの状況や対応についての報告に

基づき、いじめ防止のための有効な対策の検討などを行うほか、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととしています。(3)委員の人数等は、審議会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱します。委員の任期は、2年となります。

資料2ページをご覧ください。平常時ですが、本市では、青少年健全育成協議会を条例設置しており、いじめの防止等に関係する機関及び団体間の連携を図っています。今年度の第1回協議会では、事務局から青少年健全育成に関する事業の状況報告や、各団体の青少年健全育成に対する取り組みについて情報交換を行いました。いじめ防止対策審議会は、地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議するための組織になります。

次に、重大事態発生時ですが、児童生徒の自殺が発生した場合など、法第28条第1項に基づき、速やかに学校又は学校の設置者が調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う必要があります。法では、この調査組織は、教育委員会の附属機関と兼ねることができることから、いじめ防止対策審議会の所掌事務に、重大事態の調査を加え、常設組織としています。いじめ問題再調査委員会は、市長の附属機関として、いじめ防止対策審議会の調査結果について、市長が、必要があると認めるときに再調査を行う組織です。

次に、資料3ページをご覧ください。法では、重大事態とは、いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされています。対応の流れは、まず、学校から教育委員会へ重大事態発生の報告があり、教育委員会は市長へ報告します。次に、教育委員会が重大事態の調査主体を判断し、教育委員会が調査主体の場合、教育委員会からいじめ防止対策審議会へ事実関係を明確にするための調査をお願いします。いじめ防止対策審議会の調査結果がまとまりましたら、教育委員会へ報告し、教育委員会は市長へ報告します。市長は、調査結果を踏まえ、再調査の必要性を判断し、再調査が必要と判断した場合、市長の附属機関であるいじめ問題再調査委員会で再調査を行う流れとなっています。

山谷会長

ただ今の説明に対し、質問や意見はありますか。

岩瀬委員

重大事態発生時の対応で、いじめ防止対策審議会は、教育委員会の調査指示を受けて調査するということですが、調査対象は学校の先生なのか、児童生徒まで及ぶのか範囲を教えてください。

事務局  
(松井課長)

重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会に対し重大事態の発生を報告し、教育委員会が調査主体を判断します。教育委員会と学校は連携し、児童生徒、保護者、教職員など関係者からアンケートや聞き取りなどの基本調査を行います。この基本調査をもとに、本審議会が事実関係の調査を行います。

山谷会長

教育委員会や学校で基本調査を実施するということですが、重大事態に関わって、いじめとの因果関係を認定するかしらないかは重要な決定です。場合によっては、審議会の委員が学校や被害者、周囲の児童生徒などに直接調査をする必要性もあると思います。

事務局 (谷口室長)	江別市いじめ防止対策審議会条例第7条では、審議会は、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる」と規定しています。
山谷会長	審議会への出席を求めて、意見又は資料を聴取するという説明でしたが、審議会の委員が学校などへ出向くケースもあるかもしれません。
事務局 (谷口室長)	国では、具体的な調査方法などを示していますので、重大事態が発生した場合には、これらを参照して進めていくことを想定しています。
山谷会長	調査対象や方法について確認しました。今後は各自、江別市いじめ防止基本方針などを確認することが必要になります。 他に意見などはありませんか。 それでは、(2)小中学校におけるいじめの現状について、事務局より説明願います。
事務局 (松井課長)	資料の4ページをご覧ください。全国・北海道・江別市におけるいじめの認知件数の推移です。全国・北海道ともに認知件数は増加傾向であり、平成29年度は、平成25年度と比較し、小学校では全国で約2.7倍、北海道では約8.3倍、中学校では、全国・北海道共に約1.5倍増加しています。江別市では、小学校・中学校ともに横ばいです。次に、平成29年度少年健全育成活動報告書の57ページをご覧ください。江別市内のいじめの実態と対応ですが、〈表12〉いじめの態様は、「悪口、脅し、冷やかし」が最も多く、次に「持ち物隠し」や「軽くぶつかる、叩く」などが多い状況となっています。〈表13〉いじめの解消状況であります。いじめの解消とは、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること</li> <li>・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること</li> </ul> とされています。いじめの認知件数は、平成27年度は66件、平成28年度は21件、平成29年度は65件でしたが、すべて解消しています。〈表14〉いじめ発見のきっかけは、アンケートが最も多く、次に、被害児童生徒からの訴えです。58ページをご覧ください。〈表15〉学校のいじめ問題に対する日常の取り組みとしては、①職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。③道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。⑤スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。⑩インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。など、様々な取り組みを行っています。 学校としては、完全にいじめはなくなるものではないという認識のもと、児童生徒に対しては、普段から互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土を育むよう努めています。
山谷会長	ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。 年度毎のいじめ認知件数はどのように集計しているのですか。
松井課長	文部科学省が、教育委員会を通じて6月と11月に年2回実施している、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による集計です。

山谷会長 個別事案として対応しているいじめ件数がすべて含まれているということですか。

事務局  
(松井課長) すべて含まれています。

山谷会長 今年度については、大きいじめ事案の報告はありますか。

事務局  
(松井課長) 重大事態に該当するようないじめは発生していません。また、本市では、過去にも重大事態は発生していません。

宮本委員 いじめが原因だったのかははっきりしませんが、今から40数年前に、重大事態と呼ばれるようなことが発生したことがありました。市内でも、過去に重大事態が発生したことがあったと思います。

山谷会長 法整備前の事案ですと、原因特定に至らない事例も多かったとは思いますが。

事務局  
(松井課長) 国では、いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行され、本格的ないじめ対策が始まっています。重大事態については、平成29年3月に、文部科学省がいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しました。それまで原因解明に至らないケースがあったかもしれませんが、いじめによる自殺などのケースが増加してきたことを重くみて、いじめの調査や組織体制が整備されてきたところです。

山谷会長 北海道のスクールカウンセラーとして緊急派遣された時に、いじめがあったとは判定できなかったが、学級崩壊に端を発して重大事態になってしまったケースもありました。原因がいじめであったという当初の判定が覆ることになると、信頼性の観点からも非常に大きな問題になります。そういうことも反映して、これまで法令等が整備されてきたわけで、いじめが原因の可能性があれば、きちんと判断していく、そういう審議会であることを自覚しなければいけません。

事務局  
(松井課長) いじめが原因なのか疑わしい状態であっても、重大事態として調査していく必要があります。

山谷会長 他に質問などありませんか。

瀧本委員 基本的には、いじめられている側がそう思えば、これはいじめです。加害者側が、いじめという意識がなくても受ける側が心に重い傷を負うこともあります。いつでも、どこでも、子どもの世界で起こる可能性はあると思って取り組むことが大切ですし、人権擁護委員の活動を通じて人権意識を啓蒙したいと考えています。

岩瀬委員 千歳市で事務局を担当していた平成10年代頃は、いじめにあたるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立つという考え方が定着してきた時期だったと思います。現在は、問題行動調査の回数も増え、積極的にいじめを認知して早期に解決するという考え方が基本の流れだと思います。そのため、いじめの認知件数は増加傾向ですが、どのようなことが起きてどのように対応しているかを全体的に把握することは大切だと思います。

宮本委員	市内でもいじめは発生しているので、しっかり対応したいと思います。
船山副会長	いじめアンケートは、年に何回実施していますか。
事務局 (松井課長)	北海道教育委員会のいじめアンケート調査を年2回です。また、江別市教育委員会に対して直接、心の声を届けるダイレクトメール事業ほか、学校独自のいじめアンケートなども実施されています。
船山副会長	不登校児童生徒の把握は、教育委員会で行っているのですか。
事務局 (松井課長)	不登校児童生徒数についても、教育委員会で把握しています。
船山副会長	不登校の原因がいじめかもしれない場合、学校が判断するのですか。
松井課長	学校、心の教育相談員、スクールカウンセラー、教育委員会、スクールソーシャルワーカーなどが、連携して状況を確認します。
山谷会長	今日は、いじめ問題対策審議会の内容がより理解できたと思います。今後は、本日配布された資料をしっかりと確認していくことが必要になります。他に意見などはありませんか。
全委員	【意見なし】
山谷会長	それでは、次第7 その他、事務局ありますか。
事務局 (松井課長)	今後の開催日程ですが、いじめ防止対策審議会は、年1回定例開催の他、重大事態が発生した際にもお集まりいただきます。
山谷会長	年1回の開催時期は、何月頃の予定ですか。市内のいじめ状況の把握や、いじめ問題への対応も確認する必要があるため、年度始めに開催したほうがいいのではないですか。
事務局 (谷口室長)	年1回の開催についてですが、青少年の健全育成活動に関する団体が、活動状況などを報告し意見交換を行っている青少年健全育成協議会の審議内容について、本審議会に報告したいと考えています。資料など年度単位で作成していることもあり、協議会は6月頃、審議会はその後の予定と考えています。
山谷会長	その他で、各委員から何かありますか。
全委員	【意見なし】
山谷会長	それでは、以上で平成30年度江別市いじめ防止対策審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。